

「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務
実施要領

京丹後市
令和 7 年 4 月

業務概要

(1) 事業名

「京丹後アートフェスティバル 2025」 マップデザイン企画・印刷業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 2 5 日（金）まで

(3) 業務内容

別紙『京丹後アートフェスティバル 2025』マップデザイン企画・印刷業務仕様書」のとおり

実施形式

公募型プロポーザル方式

募集方法

本市ホームページにて掲載

見積限度額

1, 0 5 0 千円（消費税および地方消費税を含む）

上記委託限度額を超えた場合は失格とする。

参加資格について

参加資格は次のとおりとする。参加申込をした後に当該要件を満たさなくなった場合は、直ちに本市に申し出ること。

- (1) 業務内容を十分理解し、業務遂行が可能と判断する者
- (2) 企画・デザイン業務の実績を有していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 京丹後市から指名停止措置を受けていないこと
- (5) 京丹後市税、法人税、消費税または地方消費税の滞納がないこと（新型コロナウイルスに係る免税を除く）
- (6) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、同条第 6 項に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと

審査委員会の設置

委託業務事業者を選定するため、当市職員で構成する『京丹後アートフェスティバル 2025』マップデザイン企画・印刷業務プロポーザル審査会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

日程

実施要領・仕様書等の配布	令和7年4月11日（金）
質疑受付締切	令和7年4月18日（金）正午厳守
質疑回答（予定）	令和7年4月22日（火）
企画提案書等の提出締切	令和7年5月2日（金）正午厳守
書類審査結果通知	令和7年5月8日（木）
プレゼンテーション審査	令和7年5月14日（水）
受託者特定通知	令和7年5月16日（金）以降速やかに通知
契約締結	令和7年5月下旬

※本案件に関する説明会はありません。

質疑・回答について

プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第1号）を作成し、次のとおり提出すること。

なお、様式の電子データを希望した者の質問書の提出及び回答は、メールにて行うものとし、電子データを希望しない者の質問書の提出及び回答は、FAXにて行うものとする。

（1）提出期限 令和7年4月18日（金）正午必着

（2）提出書類 質問書（様式第1号）

（3）提出先 京丹後市教育委員会事務局 生涯学習課

FAX：0772-68-9061

メール：shogaigakusyu@city.kyotango.lg.jp

※FAXまたはメール以外での質問は受け付けない。

（4）提出方法 質問書提出後は、生涯学習課宛てに電話で受信の確認を行うこと。（確認については、土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日午前8時30分から午後5時まで。）

（5）質問の回答 質問に対する回答は令和7年4月22日（火）にホームページに掲載する。また、個別回答は行わないものとする。

審査書類の作成について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり企画書等を提出してください。

（1）提出期限 令和7年5月2日（金）正午必着

（2）提出書類 （ア）参加申込書（様式第2号）

（イ）会社概要書（様式第3号）

（ウ）業務実績書（様式第4号）

（エ）誓約書（様式第5号）

（オ）法人の定款、規約その他これらに類する書類

（カ）消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）

- (キ) 見積書及び積算内訳書（任意様式）
(ク) 企画提案書（任意様式）
(ケ) 類似する事業の実績サンプル（保存している場合）
- (3) 提案の内容 (別紙1) 『京丹後アートフェスティバル 2025』マップデザイン企画・印刷業務企画提案書等作成要領」のとおり
- (4) 提出部数 正本1部、副本5部
- (5) 提出先 〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226
京丹後市教育委員会事務局 生涯学習課
電話：0772-69-0630
FAX：0772-68-9061
- (6) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送（提出期限までに生涯学習課必着とし、郵送については配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。
- (7) 参加辞退 参加を辞退する場合は、令和7年5月12日（月）正午までに（様式第6号）を生涯学習課へ郵送または持参により、当該プロポーザルの参加を辞退することができる。
- (8) 留意事項 (ア) 会社概要書の添付書類として商業登記簿謄本（申請日から3か月以内）、会社パンフレット等を添付すること。
(イ) 業務実績書の添付書類として参加資格を満たすことが判断できるもの（契約書、仕様書等の写し等）を添付すること。
(ウ) 納税証明書については該当者のみ提出すること。証明については以下のとおりとする。
(個人事業主の場合)「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を提出すること。
(法人の場合)「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を提出すること。

審査について

審査は、『京丹後アートフェスティバル 2025』マップデザイン企画・印刷業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が実施し、プレゼンテーション審査の総合評価点が最も高い者を受託候補者として選考する。

1. 書類審査 提出された審査書類を審査する。

- (ア) 審査対象 企画提案書、見積書、会社概要書類、業務実績書類、納税証明書類
(イ) 結果の通知 審査の結果、選定された者にはプレゼンテーション審査を行う旨を通知する。また、選定されなかった者にはその旨を通知する。
通知日：令和7年5月8日（木）に通知

2. プレゼンテーション審査

書類審査を通過した者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答をそれぞれ実施し、評価基準に基づき評価点を算出する。

プレゼンテーション審査

- (ア) 実施日時 令和7年5月14日(水)にオンライン(zoom)による審査を予定。
- (イ) 内容 企画提案内容について説明をすること。
- (ウ) 配点 3. 審査項目・配点のとおりとする。
- (エ) 時間配分 プレゼンテーション15分、質疑応答5分
※いずれも準備・撤収の時間を含む
- (オ) 留意点 説明は、企画提案書に記載した内容に限る。資料追加は認めない。
なお、事業者の出席人数は2名以内とする。

3. 審査項目・配点

審査項目・配点は、以下のとおりとする。

番号	審査項目	内容	配点
1	本業務に対する取組	(1) 本業務の趣旨を理解しているか	10点
2	デザイン企画	(1) 本フェスティバルの趣旨を汲んだデザインができるか (2) 多様な情報をわかりやすく整理し、掲載することができるか (3) 市外からの来訪者が混乱しないマップを作成できるか (4) 情報を発信するだけの広報物に留まらない、鑑賞体験に対する能動性や刺激を促す仕掛けを企画することができるか (5) 芸術祭など、類似した事業のデザイン企画と、英語翻訳を含めた制作物の実績があるか	80点
3	価格評価	(1) 見積額	10点
合計			100点

3. 委託者の決定

プレゼンテーション審査のうえ、総合評価点が最も高い者を受託候補者とする。ただし、0点とした評価項目が1つでもある場合は、順位に関わらず委託候補者としない。

なお、総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、デザイン企画評価の高い者を受託候補者として決定する。

4. 結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション審査対象者へ令和7年5月16日（金）以降に電子メールで通知を行うとともに、文書を発送する。なお、審査結果についての異議申立ては認めない。また、審査の結果はホームページにおいて公表する。

5. その他

書類審査通過者が1者だった場合は、プレゼンテーション審査を行い、プレゼンテーション審査における評価において、審査委員会委員の過半数が総合評価点の2分の1以下と採点した場合を除き、当該書類審査通過者を受託候補者とする。

契約までの手続きについて

最優先候補者として提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について本市とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

協議の結果、本市が当該受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が不調となった場合、最終審査において次点となった提案者と協議を行うものとする。

その他事項

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 次のいずれかに該当する参加者は、失格とする。
 - (ア) 実施要領等にした参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (6) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

問い合わせ先

〒629-2501 京都府京丹後市大宮口大野226

京丹後市教育委員会事務局 生涯学習課

担当：橋本、寺島

電話：0772-69-0630

FAX：0772-68-9061

メール：shogaigakusyu@city.kyotango.lg.jp

(別紙1)「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務企画提案書等作成要領

審査書類（企画提案書等）の作成は、次のとおりとする。

ア 参加申込書（様式第2号）

記載の上、提出すること。

イ 会社概要書（様式第3号）

会社概要書の添付書類として商業登記簿謄本、会社パンフレット等を添付すること。

ウ 業務実績書（様式第4号）

業務実績書の添付書類として参加資格を満たすことが判断できるもの（契約書、仕様書等の写し等）を添付すること。

エ 誓約書（様式第5号）

記載の上、提出すること。

オ 法人の定款、規約その他これらに類する書類

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）

納税証明書については該当者のみ提出すること。証明については以下のとおりとする。

個人事業主の場合は「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を提出すること。法人の場合は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を提出すること。

キ 見積書及び積算内訳書（任意様式）

- (1) 本業務の一式についての見積りを提出すること。
- (2) それぞれの内訳がわかる内訳書も提出すること。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

ク 企画提案書（任意様式）

企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

カ 類似する事業の実績サンプル（保存されている場合）

実績サンプルの数に制限は設けない。

(別紙1)「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務企画提案書等作成要領

番号	項目	記載すべき事項
1	本業務に対する取組	本業務に対する取り組み方針について記載すること。 (1) 基本的な考え方、事業への理解
2	デザイン企画	マップ（両面印刷）作成に対する提案を記載すること。 (1) 表面デザインのイメージ (2) デザインのコンセプト (3) マップのイメージ (4) 情報の整理方法 (5) 能動性を引き出す仕掛け (6) 形態（印刷サイズ、縦型・横型、紙質）
3	その他	(1) 芸術祭や類似する事業等での実績 (2) 英語翻訳を含めた制作物の実績 (3) 他所の最新動向や、効果的な情報発信のあり方など、本市に最適な独自提案を記述すること。

「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務プロポーザル審査委員会
設置要領

(設置)

第1条 「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務を実施するにあたって、プロポーザルの審査を厳正かつ公正に行うため、「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案書等の審査に関すること。
- (2) 候補者の決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は京丹後市教育委員会教育次長を充て、委員は別表に定める職員を充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員会の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、京丹後市教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月11日（金）から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。

(別表)「京丹後アートフェスティバル 2025」マップデザイン企画・印刷業務プロポーザル
審査委員会

役職	所属・役職		氏名
委員長	教育委員会	教育次長	川村 義輝
委員	文化財保存活用課	課長	村田 雅之
	観光振興課	課長	木本 貴文
	生涯学習課	課長	松本 優
	生涯学習課	室長	下戸 裕子
事務局	生涯学習課	課長補佐	橋本 将彦
	生涯学習課	主任	寺島 千絵